平成２２年（フ）第２６４０号
福岡市早良区曙１丁目６番５号
破産者　ヤハタ株式会社
１　決定年月日　平成23年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２６号
栃木県足利市若草町５番地31
破産者　株式会社平間商店
１　決定年月日　平成23年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２２９号
栃木県佐野市奈良渕町319番地２
破産者　有限会社サン・アップ
１　決定年月日　平成23年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第２６号
栃木県足利市堀込町2512番地２
破産者　有限会社工房翼
１　決定年月日　平成23年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第７４号
岡山市南区福島４丁目11番11号、住民票上の住所岡山市南区福富東２丁目36番27号
破産者　坂本　知之
１　決定年月日　平成23年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１５５号
横浜市鶴見区北寺尾４丁目７番16号
破産者　入江建設株式会社
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９７号
京都府宇治市神明石塚54番地の83、商業登記簿上の本店所在地京都市北区上賀茂東後藤町47番地１
破産者　有限会社登喜和
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
徳島市問屋町81番地
破産者　有限会社中商店
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第６９号
福岡市早良区賀茂１丁目19番30号
破産者　平田　正弘
１　決定年月日　平成23年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７号
宮城県石巻市開北２丁目２番20号
破産者　岡田　浩章
１　決定年月日　平成23年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
栃木県足利市上渋垂町29番地１、開始決定時の住所栃木県足利市若草町５番地７
破産者　平間　陽一
１　決定年月日　平成23年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２３０号
水戸市元台町1512番地の１
破産者　平間　敬二
１　決定年月日　平成23年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２３０号
栃木県佐野市奈良渕町319番地２
破産者　津布久一夫
１　決定年月日　平成23年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２３１号
栃木県佐野市奈良渕町319番地２
破産者　津布久美津子
１　決定年月日　平成23年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２５２７号
福岡市城南区長尾５丁目26番２号、前住所福岡市南区花畑３丁目15番１号
破産者　川久保勲夫
１　決定年月日　平成23年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２０３号
福岡市東区八田３丁目１番20号
破産者　久米　　弘
１　決定年月日　平成23年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１４号
福岡県筑紫野市美しが丘南１丁目２番地14グローリーハイツＣ202号
破産者　久保　真理
１　決定年月日　平成23年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７号
北海道室蘭市八丁平１丁目13番29号
破産者　棟方　厚子
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
秋田市外旭川字鳥谷場109番地　市営住宅２―18号
破産者　目黒　宣彦
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７１号
群馬県太田市西本町26番６―303号、申立時の住所群馬県太田市鳥山上町1153番地
破産者　久保田和久
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第９３号
愛知県蒲郡市三谷北通３丁目186番地、開始決定時の住所愛知県幡豆郡吉良町大字吉田字東郷７番地
破産者　小林　　誠
１　決定年月日　平成23年８月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係